

## 軽米町百人委員会第2回環境・衛生部会議事録

○開催日時：平成30年10月3日（水）午後6時30分～午後8時13分

○開催場所：軽米町役場庁舎2階会議室

○出席者

委員：16名中15名出席

事務局：地域整備課 川原木、江刺家

町民生活課 川島、坂本

総務課 吉岡、梅木、日山

○開会

地域整備課長

### 1 部会長あいさつ

（部会長）昨年から2年という事で、これまでいろいろな意見が出されてきたわけですが、それらを集約しながら前回の提言の資料も参考にしながら、町の環境衛生部分として必要であろうと言う部分もあると思います。

環境部分については出来ている部分もあるわけですが、空き家対策については難しい部分もあるが、行政として出来る部分についての提言もあるのではないかという気がしますので、絞った形の中で進めていただければいいのかと思います。

提言まとめと言うところですからいろいろ話をした中でどう言ったまとめ方をすれば良いか事務局の方から助言を頂きながら整理をして進めさせて頂ければ幸いです。皆様のご協力をお願い致します。

### 2 議事

（事務局）部会長さんより進行をお願いします。

（部会長）提言に向けた取りまとめという事ですが、昨年、今年の第1回でいろいろ話が出てきているわけですが、重複しているところも同じ内容のところでもというところもあるかと思いますが、事務局からどういったことが話し合われたというものがあれば話しやすいと思いますが、新たなという事も有りますけれども、提言に向けてこれとこれとは言う形の中で部会として提言するべきだと言うところの、何はこうして取り組むべきだ、提言するべきだと言うところを皆さんからお話頂きたい。

環境衛生の中で今まではなされた中でいくつかの柱的なものを絞っていけばよろしいのですかな。これは部会の中で提言に入れるべきだと言うところを話して整理して頂きたい。

（委員16）いろんな課題があるけれども共通的な部分でルール自体が周知されていない部分もあるし、ルールの背景というか何でそれを守らなければいけないのかと言う啓発が足りないと強く感じる、犬の糞の話も有ったが都会の場合公園の砂場だとか子供が遊ぶところに糞が落ちていて不衛生であると言う背景から条例を作っている。軽米もごみの分別とかあるけれどもペットボトルのキャップは、はずして捨てなさいなんだけれども何でキャップを外して捨てなければならないのかと言う説明が足りない、というのはいまだにキャップをつけたままにしている人がいるキャップを外してくださいと言っているけれども、ルールが理解できていない、

何でキャップを外さなければならないのか、キャップを外しても p p のバンドの部分はペットに残っている。何でその部分ははずさなくていいのか、ラベルの部分も材質は p p で、分別が進んでいる所ではキャップはキャップで外してキャップで集めて、要するに同じ材料の物だけ集めたいわけで、さらに厳しくなると表のシールも外せと言うことだけれども軽米町は外したキャップは燃えるゴミに出せ、という事は、完全にプラスチックをリサイクルするという事よりも、キャップを外す目的は回収する時、キャップをしているとペットボトルが潰れない、そうするとトラックにたくさん積みこめない、軽米の場合は、リサイクルというよりも運ぶためにキャップを外しておけというのがメインで、地区によって違いが出てくる。中にはプラを分別して別の袋で出している人もいるけれども軽米は検討した結果それらはリサイクルしないで燃えるゴミで良いわけで、そのところが何でという状況で、簡単に言うとリサイクルする方が、金が掛かったりするけれども、ルールを知っていても守れないという場合は、何でやらなければならないかという事が十分理解していない事が多いと思うので、お知らせ版とか広報のテレビとかで本音の背景を知らせるべきで、ごみは運搬費が一番掛るわけでトラックに多く積むためキャップを外せというのが本質だと私は思っている。山の中に炊飯器等が捨てられているそうだけれども何で不法投棄したらだめと言う背景、不法投棄のごみは町民の税金を使って片づけなければならないと言うようなことを、町民に知らせる動きを取り啓発するべきだと感じました。

(部会長) 今の件に関して質問なんです、小軽米小でリサイクルして車いすを寄贈したりしているけれども、町民の皆さんが分別してリサイクルしたものが町にお金が入ってくるんですか。

(事務局) ペットボトルのリサイクル料金は広域事務組合に入り処理費用と相殺されますので結果的に町の負担が減っています。

(部会長) 委員さんが言ったことはそういう事も含めるという事ですよ。こうすることによって結果的に皆さんの負担も減ります、しなければ有料でやっていかなければならなくなりますというような説明が欲しいという事ですよ。

(事務局) 平成 13 年からだったと思うが当時は、出前講座とか行ったんです 20 年近くたってほぼ定着したものだと思っていました。

(委員 16) リサイクルも見直しをするためにいろいろ行ったけれども結果はペットボトルと白色発砲スチロールとなったが、どうしてテストしたが他の物がダメになったかと言う情報がない。周りにいいリサイクル場が無ければ高くついてしまうだとかいろいろ有るんだろうけれども。

(事務局) ペットボトルと白色トレイについては、奥中山のカナンの園のリサイクル施設で処理しています。アイスクリームとかお菓子等の包装用紙等を分別した経緯はあるが処理する業者が近くに無くて割高になることと、ごみを焼却する時の助炎材として活用した方が有効だという事です。

(委員 16) プラスチックごみの中国での受け入れが無くなって日本国内でもプラスチックのリサイクル工場やっっていかななければならないという事で久慈の方で力を入れていると言う情報も出てきている、そういう状況も踏まえながら、でも、今はこの形が軽米にとっては一番良いという事を知ってもらう。

ルールだとかはちゃんとした背景が分かっていると、分別している人に申し訳

なく思うから、そこらを周知してほしい。

(部会長) 環境衛生に係るルールが必要かという背景、また、それを行うことによって町民にこのようなメリットがあると言う周知が大切なことだと言う気がします。

犬の糞は時代とともに、衛生面で良くないという事も有りましたが、もう少し進んだ中で条例化することもステップではという意見もありましたが、そのことについて話をしていただければよろしいかと思います。

(委員 16) 条例まではいなくてもルールはもっと分かるような形でみんなに周知できるような物は必要だと思う、立て看板をたくさん立てても景観が悪いとかいろいろあると思う。犬を飼っている人は注射とかで特定されているから、再教育ではないがルールとかを周知することをどんどんやっていった方がいいと思う。縛りを強くするのであれば条例化するのが一番いいと思う、それにはきちんと背景も書いていけばいい、注意する時もためらいがちに言っている、ダメだという根拠が必要だと思う。

(委員 4) 条例があるでしょう不法投棄はだめだということと犬のこともある。

(委員 16) 軽米の条例には犬の糞の事はないですね。

(事務局) 上位の法律で規定されています。

(委員 16) 上位の法律で犬のフンまでは規定していませんよ。

(事務局) 適正な飼養を行うという大まかな表現で規定している。

(委員 16) 廃棄物処理法でも一般廃棄物の処理は自治体が行うことになっていて、分別の仕方までは法律で決めていない、分別のルールは場所、場所によって全て違う。

(委員 4) 部会で何をやっていくかまとめて提言するか決めていかなければならないので条例も必要だけれども法律もあるんだから、皆さん解っていると思うんです。

(部会長) 去年は①地域の方々のボランティアなど協力を貰いながら、倒木処理を行えば河川の氾濫を解消できるのではないかと。②大雪など災害時には、業者と消防団とでネットワークを生かしながら連携して取り組む体制があればよい。③側溝の泥かき、ごみ拾い、雪かきなど一人でできないところはみんな協力することが大事だと思う、その体制づくりを。④学校周りの歩道整備を望む、側溝修繕と併せて行うことはできないのか。⑤空き家情報を発信してほしい、空き家を旅館に代わる受け入れの場にできないか。⑥消防車が河川敷に降りられるよう「降口進入路」を作してほしい。⑦県道二戸軽米線の早急な整備を図ってほしい。⑧小軽米から軽米にかけて雪谷川沿いの管理道路を繋げて遊歩道にしては。⑨通学路の外灯や公衆トイレの電気などもソーラー発電を活用できないか。というのが去年出されたもので、今年出ていないものもあると思いますが、あまり大きなものにするかでなく、少し頑張って今急務として必要なのかなという身の回りことも踏まえて、去年出したけれども今年も入れるべきだということもあると思いますので、どんどん話して頂きたい。

(委員 4) 前回は環境衛生部門で、みんな協力してやろうではないかというものを話し、全部が出来るわけではないけれども、出来るものからやっという事で提言した。

(部会長) 行政と町民が協働参画する中で、どういうものが出来るかもしれない、そのためにはどういった体制をとるという前向きな提言をした。

クリーンアップデー等で旧学校跡地を行政区でやっている所もあると思います

が、以前は教育振興会があって学校周りは地域の人がやるのが当たり前だったが、学校が無くなって号令をかける人もいなくなり、教育委員会で草刈りをしている所も見受けられるわけですが、これらについても話をすれば地域からも理解いただけて、役場も助かるしお互いに地域の環境美化にもなると思うし前回も提言しているがもう少し踏み込んだ形で提言の中に入れては。

現状として、旧施設の管理は。

(事務局) 地域の中でのその位置づけが大きいと思います。笹渡小中学校跡地ですと地域の行事等で使っていただいているという事で草刈り等も積極的に行っている、小玉川地区も同じく草刈り等行って頂いて居ります。小軽米中学校跡地は今、地域活動の場にはなっていないこともあって、地域の人目がそこに行かないというのが現状だと思います。そう言った中で草刈りを地域にとっても、ごり押しみたいな形になってしまうのかなと思います。

小学校の統廃合によって学校が無くなって、地域活動の拠点が無くなったと言うのはよく言われるけれども、一つひとつの各行政区ではなくて、旧小学校区単位とかでどう活性化を図っていくかという事も関係してくると思います。

(部会長) 地域によって対応が違ってくる。

(事務局) 増子内、円子、山内は集会施設として建っているのですが、集落の人たちが整備しているようなんですが、小軽米、晴高、観音林はなかなか利用されていないという事もあって、整備されていないと言う気がします。

(部会長) 地域における行政連絡区長連絡会みたいなものがあれば、地域での密着した話し合いができ、活動もできるのでは無いかと思っている。今まで出来ていたものだから区長会的なものがある、公共施設で役場も手が回らないからみんなでやりましょうと声を掛けてやれば、地域の人7、8割の人が出てやると思う。

行政として、そういう協議をする場を作るような持って行き方を推進していくような形があっても良いような気がします。

どんどん少子高齢化が進んでいくのでそういう形を作っていかなければならない気がします。

(委員 16) 防災の時も連携の状況が必要だという事を思っていて、今の行政区をちょっと塊にした連絡会が必要だと思っている。

(部会長) 作ることによって行政も助かる、旧小学校学区の区長会を作りきっかけとして年間2、3万円補助してもいいかもしれない。地域のいろんなことを行い、何かあった時は役場でも事業をやっているから、地域で相談してくださいと言うようなことが、組織があれば前に進むし、話し合いする場があってもいいなという気がします。

(委員 1) 前回の提言に向けた対応状況を見ると、ほとんど解決するような回答になっている。今回も重複するようなテーマで無く、違ったテーマをみんなで認識してやらないと、前回の物は結論づけた回答になっているので、前回の物を出しても無駄なことだと思うので、新たなテーマを絞って提言したらいいと思う。犬の糞についてで、他は前回とダブっていて要望に近い物が多かったように思う。犬の糞について条例とか注意喚起で良いのかそこらを意見出して頂ければ、また、他の提言もあれば、意見を出して頂ければと思います。

(部会長) 犬の糞については飼養している人の管理注意義務という事で尽きると言うけれ

ども、啓発する中でアイデアがあれば提言しやすいと思いますが。

(委員 9) 基本的にどう処理するのかというのが示されていない、私は水洗のトイレに流しているが、本来は水洗のトイレに犬の糞を流すことは出来ない。だめだと思う。

対策をどうするのか、条例化して罰則でやるかどうかというのもありますけれども、ペットボトル廃棄の話でもあったが、こういう理由でこういう段取りを踏んでこういう処理をしているからこうしようと言うところが解れば、やらざるを得ないし、周りがそういう雰囲気を作れば糞もそのままには出来ないと思う。

もう一つは、少子高齢化で学校が廃校になる、それから河川敷は洪水があって1回整備して、町内会で草刈りを続けている状態で、新たに課題になっているのが出てきたと思う。廃校により使用している方はうまくいっているが、使用されていない方は、町の環境衛生にとってもどうするのかと言うのが問題となって来ていると思います、それらの中身まで検討するのは時間的に無理があるので、行政と町民がどう関わって行くかと言うのに焦点をあて提言していけばいいと思う。

犬の糞に関しても最終的にどのように処理していけばいいのかわからない。

(委員 16) ペットの糞を下水になぜ流してはいけないのがよくわからない。

(事務局) 下水の汚泥を最終的に肥料としているため、ペットの菌の関係で流してはいけない事になっています。

(委員 16) どうしてダメなのかの背景まで説明して貰えれば解るし、そこがポイントだと思う。

(部会長) 理解を得やすい周知の方法が必要だという事ですよね。

(委員 9) 家で犬の糞をためておくということだが、犬の糞を集めておく施設があれば、ためておくことが出来ると思うが、そこまでいけば予算的にも無理だと思う。家の中でためておいて出せるのかというのも問題になってくると思う。

(部会長) ビニール袋とかに入れて溜めておいて、ごみ出しの時にだしてもらおう。

(委員 4) 集積する場所を作ってほしいと提言をまとめればいいことだと思います。

(部会長) 廃棄方法等について、明示してほしいと言えればかなりのボリュームになりますよ。

(委員 2) 今ペットの話をしてしていますが、最近ハクビシンが出て大変だという話を聞いたんですが、野生なので噛まれたりすると大ごとになると聞いたので、ペットの糞をウオーキングで踏んだりするのもすごく嫌だし、飼っている人はきちんと持ち帰って処理して貰うのも必要だけれども、いろんな野生動物が出てきているので怖い気がします。

(部会長) ハクビシンは捕獲してもいいですよ。

(事務局) 有害駆除で産業振興課にお願いすれば、檻を設置してくれますが、一般の方は檻を設置出来ないなので、資格を持った方にお願いして設置します。

(委員 16) 窓口は役場になる

(事務局) 農作業に支障になるものは産業振興課ですし、そのほかに害を及ぼすものは町民生活課になります。

(事務局) ハクビシンは果物を食べて、空き家に住む。ハクビシンは何もしなければ人を襲うことは無いんです、逃げます。

(部会長) 空き家について地域の方から行政で何とかしてくれないかと言う話はありませんか。

- (事務局) 大雪の時に、傾いているので建物を壊せという事ではないが、雪を何とかしてくれという事はありませんが、建物を撤去とかと言う話は頂いて居りません。
- (部会長) 所有者が解っているんですね、片づけるにもお金が掛かるのでね。隣近所の人は迷惑しているんだと思っても、強制発動は出来ないでしょうね。
- (委員 4) 使い物にならないような空き家が結構あるけれども、台風が来るとトタン等が飛んで歩く、飛ばない対策を行政とか町内会とかで協力出来ないものかな。
- (部会長) 行政で努力を促すようなことが出来ない。
- (委員 5) 空き家が増えていて、雪とかで潰れて風が吹いて物が飛ぶと危ないんですよ、そういうのを行政で何とかしようとする気が無いのかな。行政で注意とか何か出来ないものかな。
- (委員 7) 私の地区では 60 戸くらいあるが、完全な空き家が 10 戸、一人暮らしの老人世帯が 13 戸有るんですが、これに行政が口出しするときりがないくらいの数、他の地区でも半分が空き家で、町で言う空き家対策はリフォームして利用できないかと言う空き家対策で、無人となってしまった空き家、どうこうするという数で無くなっている。
- (部会長) 環境面の事で倒壊恐れ等建物の保全管理、注意が必要ですよと言う提言と言う話ですかね。「どこから調べておらほうの建物が危ないのか」と言う話にもなるし、広く危険な建物が有ったら教えてくださいと言うのもいかなものかな。  
台風等で屋根が飛んで隣の建物を壊しても、賠償責任が基本的に無いわけで、責任を取れとも言えない。
- (委員 1) 土地評価制度について、教えて貰いたい。
- (事務局) 固定資産税を課税する時、土地の評価額は建物が無ければ評価額の軽減が無く税金は高くなります。
- (部会長) 軽米の場合、税金と言うより取り壊しするための経費が掛かるためではないのかな。
- (委員 15) 犬の糞の事ですが、糞の持ち帰りを子供たちに言われ無いような環境にしていけばと考えたんです。
- (委員 14) 学校跡地、空き家もそうだけれども、第三者に使って貰うのが一番良いのかなと思うんです。空き家ですと移住者を募って、優遇された形で引っ越ししてくる人がいますし、企業に貸し出しとかあれば良いのかなと思うんですけれども、皆さんの話を聞いているとも物凄い数の空き家があるという事で、厳しいのかなと思っていますが、少しでもそういった形で移り住んでくれる人がいればと思います、そこは PR の仕方とか、大規模な形ではないのかなと思うんですけれども、軽米に魅力を感じて移ってくれる人、企業が有れば良いのかな。
- (部会長) 使っていないものを活用したらという動機付け、行政でも出来るでしょうと言う提言と出来るでしょう。
- (委員 8) 河川の汚れ、堆積について以前から言っていることですが、畜産が多くなり更に汚くなっている。
- (委員 10) 野生動物の駆除についての話も私は知らなかったわけで、ルールの周知徹底とか、ルールの背景はこういうものだという事を、発信して行かなければならないし、そういうのを提言みたいなのでまとめれば良いのかなと思いました。
- (委員 8) 空き家対策について、壊さなくてもいい状態のものは、PR し誰かに入って貰え

ば良いわけですが、持ちそうも無いようなものは解体ということだけれど、お金が掛かるから壊せない、行政の方からタダで壊してもらうようなやり方で、  
(部会長) 行政が解体したとしても、所有者が解るのであれば費用は所有者に請求するでしょうし、地域の方々から陳情等が頻繁にあるようであれば、役場でも地域からこういうことがありましたのでお知らせしますは出来ると思います。

(委員 12) 家を建てるとき、町内の業者であれば補助しますとか、高齢者が免許を返還すればいくらあげますというような、全額でなく助成金のような、壊すときにあげますとやった方が、壊す人もあるんじゃないかなと思います。

(部会長) 解体、撤去に一部助成で促してみたらという事ですね。

個人が処理しきれないで全体の環境に影響を及ぼしていることでしょうかね。

(委員 1) 現状では耐震診断とか木造住宅の耐震改修の助成はあるのですが、壊すのに対しての助成はない。

(部会長) 環境面で、風が吹けば飛ぶし、だれが見ても片づけて頂ければなあと言うようなところの対策を第一に、活用できる物については、移住してきたときの助成金によってとか、二本立てで考えることが必要かもしれないですね。

(委員 1) リフォーム助成事業と言うのがあるからこれを活用して、遣っていけると思う。

(委員 2) 住めそうな空き家と、住めない空き家ということだから、今一番は住めない空き家をどのようにするかで、誰かに住んでもらいたいけれど直さないと住めないとなると、ちょっと。

(委員 1) シニア I ターン、全国でニーズがあり、空き家を住めるようにリフォームして、制度を見直し予算を拡充して行けばいいと思うが、今は軽米共通商品券を出しているが住めるように直せる予算規模になっていないので、予算拡大を要望しては。

(部会長) 今まで出されたものを、メモにして次回表現の仕方等検討し、提言にもっていきたいと思います。

本日は、ご苦勞様でした。